

サークル活動規程

(目的)

第1条 この規程は、会社が従業員と共に成長し、良好な職場文化を育むことを目的とした、従業員の自主的なサークル活動に対し助成を行うことを定める。

(対象要件)

第2条 会社は従業員が行うサークル活動で次に掲げる要件に該当すると認められるものに対してサークル活動推進助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

- 1) 従業員にふさわしい健全な目的をもつもので、営利を目的としたもの、政治活動や宗教活動にかかわるものでないこと
- 2) 1サークルにつき3人以上のメンバーによって構成されていること
- 3) サークルの運営に必要なサークル活動責任者（以下「代表者」という。）が選任されていること
- 4) 掛け持ちは1人につき3サークルまでとすること
なお、代表者の掛け持ちは認めない
- 5) 各サークルは年度内に2回以上のサークル活動を行うこと
なお、会議は活動として認めない
- 6) 活動は就業時間外であること

(申請手続き)

第3条 助成を希望するサークルはサークル活動企画申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し総務部に提出しなければならない。

(活動報告)

第4条 助成金を受けるサークルの代表者は、年度末にサークル活動報告書（以下「報告書」という。）を総務部に提出しなければならない。

(助成金)

第5条 会社は、第3条の申請書及び第4条の報告書により適当と認められるサークル活動の実績に対し、年度末に助成金を支給する。

助成金額はメンバー1名につき10,000円を上限とする。

なお、各サークルで第2条に規定する要件を欠いた場合およびメンバーが不祥事を起こした場合、助成金は支給しない。

(免責事項)

第6条 サークル活動に伴い生じた事故等に関し、会社はいかなる責任も負わず、各メンバーの自己責任とし、業務災害としては認めない。

大怪我・大事故につながる可能性が高いサークルについては、スポーツ保険やレクリエーション保険等に独自で加入することを推奨する。

なお、会社から負担はしないものとする。

附 則

本規定は、令和7年11月1日より施行する。